

# 【火災保険・地震保険調査依頼マッチングサービス(リペマ)利用規約】

## 第1条（本規約）

本規約は、株式会社 Freest（以下「当社」という）が管理運営する、火災保険・地震保険申請サポートサービスのマッチングサイト【リペマ（ripema）】の利用及びこれに付随する各種サービス（以下、総称して「本サービス」という）について、お客様（以下「依頼者」という）が本サービスを利用するにあたり、利用規約（以下「本規約」とします）を定めます。

## 第2条（本規約の追加変更）

本サービスの運営上、利用規約に追加または変更の必要が生じた際、本サービスの契約書を締結した依頼者が第14条に定める「契約の終了」まえに該当する場合のみ、契約締結時に予めご提供いただいたアドレスに宛てた電子メール（以下、メールという）にて告知するものとします。また、当然ご提供いただいたアドレスはメール受信可能状態であり、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第3条（本サービスの目的、および提供サービス）

1. 本サービスは、当社の提携事業者（以下「事業者」という）と依頼者をマッチングするプラットフォームサービスになります。当社は、以下をサービス目的としています。

- ① 本サービスの運営
- ② マッチング後の依頼者と事業者間のコミュニケーションのサポート
- ③ 火災保険・地震保険申請サポート及びそれに関わる内容全てを含んだ契約書の締結
- ④ マッチング費用など依頼者から頂く全費用を依頼者に請求する作業及び、全費用の円滑な徴収作業
- ⑤ その他、依頼者の火災保険・地震保険申請において当社が必要と判断した業務（依頼者にご対応いただく事項もございます。また、保険会社側の調査時の立ち会いなど対応内容は状況に応じて変わるため、確約されるものではありません。）

また、事業者が提供する内容は、【依頼者において既に締結されている火災保険・地震保険契約に関し、その内容・解釈等について第三者として意見を申し述べ、また当該保険契約における保険金請求に必要な書類の作成に関する相談・支援（調査物件の申請前事前現地調査、損害額の算定に必要な金額見積書の作成、見積金額の蓋然性を示す調査報告書の作成）を行う】ことをその目的とするものです。加えて、リフォーム及び修繕を行うか否かは、事前に当社から依頼者にヒアリングを実施するが、リフォーム及び修繕の契約を事前に締結することはなく、火災保険・地震保険会社からの保険金（以下「給付金」という）が依頼者に着金完了後、再度当社よりリフォーム及び修繕の希望確認を行い、希望する場合のみリフォーム及び修繕の事業者をご紹介させていただきます。但し、その際のリフォーム修繕内容、見積もり等、契約作業及び契約内容に関して当社は一切関与せず、依頼者と事業者間で契約を含め全ての内容を執り行うものとします。

2. 本サービスの内容は、上記に限られ当社および事業者が依頼者の保険契約の締結（解約・切替等を含みます）について何らかの意見を申し述べるものではなく、またその点について何ら責任を負うものではありません。加えて、当社および事業者は、前項所定の依頼者による保険金請求に関し、依頼者の代理人・使者として、保険会社との間で交渉等（事実の伝達・保険会社による今回調査依頼のあった物件（以下、本件調査物件という）の立ち会い調査が発生した際に、同行する行為を含みます）を行うことは致しません。また、当社は第1項に明記されている通り、事業者と依頼者をマッチングする完全成果報酬型のプラットフォームサービスになるため、火災保険・地震保険申請サポートのサポート内容及び、申請結果において責任を負うことは御座いません。

## 第4条（申込）

本サービスの利用を希望される方は、ご契約書に必要な事項を記入して、当社に提出するものとします。当該申込みをいただいた方（依頼者）は、当社が申込を承諾した時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。

## 第5条（特定商取引法律及びクーリング・オフについて（解約・キャンセル特約））

本サービスは、特定商取引法律に該当する「通信販売」にのみ該当します。（訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引・特定継続的役務提供・訪問購入には該当しません）。加えて、第3条1、2項にも明記されているように、本サービスはリフォーム契約必須などの縛りは存在せず、完全成果報酬型（報酬計算方法は、第11条に則る）での契約になり、いかなる場合でもクーリング・オフは適用致しません。ただし、契約後のキャンセル・解約規定については、第15、16、17、18条に明記されている内容に則り、いかなる場合であっても各条に定めた通りの対応となります。

## 第6条（申込の拒否）

当社は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、理由の開示なくその申込を拒否できるものとします（申込み後も拒否できるものとする）。

- ① 本規約に違反するまたは違反するおそれがあると当社が判断した場合
- ② 当社に提供された登録情報の全部、または一部に虚偽や重大な誤記、記載漏れなどがある場合
- ③ 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）であること

## 第7条（申請義務）

調査物件（以下「本件調査物件」という）につき、事業者による被災調査の結果、調査物件情報記載の保険（以下「本件保険」という）に基づく保険金（本文中の「給付金」と同義）の支払の対象となる災害が確認できた場合は、当社見積書・報告書等の発送日から1週間以内に保険会社へ申請していただきます。なお、調査物件情報記載欄に複数の物件を記載いただいた場合、当社の調査及び見積もりの発行は物件毎に行いますので、保険会社への申請につきましても、物件毎に申請していただきます。

## 第8条（保険金が支払われない場合）

第7条に基づく保険申請の結果、申請が認められず保険金が支払われない場合がございますのでご了承ください（減額の可能性も含まれます）。また、保険金が支払われない場合は、当社による調査及び見積り等の費用は一切発生いたしません。

## 第9条（容認事項）

一度、火災保険・地震保険申請を行った箇所を修繕せずに、複数回の申請は行うことは出来ませんのでご了承ください。

## 第10条（通知義務）

第7条による申請の結果、保険会社より給付金の支払い可否の連絡および申請に関わる問い合わせがあった場合には、当社が事前にメール等で延期に同意したときを除き、連絡が来た日より5日以内に当社の指定する方法でご通知ください。期限内にご通知いただかず、かつ当社が依頼者と連絡を取る努力をしたにも関わらず連絡が取れず、本サービスの提供が不可能と判断した場合、第17、18、19、20条のいずれに該当するか当社が判断し、各条に定める通りの遂行となります。給付金支払いが「否」という結果であっても、同様の対応とします。

## 第11条（費用及び支払方法）

保険会社より依頼者に給付金が支払われた場合は、完全成果報酬として（依頼者に保険会社より給付金が支払われた場合、完全成果報酬の発生条件を満たしたとします。ただし、契約後のキャンセル・解約規定については、第15、16、17、18条に明記されている内容に則ります。）マッチング費用（本件サポートの進捗率によって変動する）および依頼者と事業者間のコミュニケーションのサポート費用（以下、総称して「マッチングサポート費用」という）として、依頼者が保険会社より受け取った金額（火災保険・地震保険に関わる給付金、見舞金など名目関係なく

全て含む)の総額の35%(消費税別)を、保険会社より支払があった日から5日以内(当社が事前にメール等で延期に同意したときを除く)に、当社指定の口座にお支払いください。但し、別紙「調査依頼マッチングサービス(リベマ)契約書締結に際してのご確認事項」記載の、「写真OKキャンペーン利率」を適用される場合は、依頼者が保険会社より受け取った(火災保険・地震保険に関わる給付金、見舞金など名目関係なく全て含む)の総額の30%(消費税別)を、保険会社より支払があった日から5日以内(当社が事前にメール等で延期に同意したときを除く)に、当社指定の口座にお支払いください。共に、振込手数料は、依頼者の負担とします。支払期日までにお支払いいただけなかった場合は、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払っていただきます。当社と依頼者間で同意がある場合は除く。なお、振込明細書をもって領収書と代えさせていただきます。また、依頼者都合の不当な費用の未納などにおいて当社に内容証明発行費用や裁判費用など本来発生しない費用が発生した場合は、依頼者の全額負担とし本来の請求額に加算させていただきます(別キャンペーン開催時は、写真OKキャンペーンに同意せずとも、手数料率は別キャンペーンが適用されます。手数料率以外は、本利用規約に準じます)。

#### 第12条(支払い通知書の送付)

保険会社から依頼者のもとに支払い通知書が郵送されてきましたら、通知書を写真等改ざん不可の状態でご当社へ共有していただきます。また、第10条に定める通り給付金支払いが「否」という結果であっても、「否」を証明する目的として、共有していただきます。

#### 第13条(保険会社への確認)

第7条による申請後、当社および事業者より保険会社へ手続の状況等についての確認を入れることに承諾していただきます。

#### 第14条(契約の終了)

本件調査物件の調査の結果、当社または事業者が本件保険に基づく保険金の支払いの対象とならないと判断した場合は、本契約を終結できるものとします。その際、手数料などは一切発生しないものとします。

#### 第15条(キャンセル)

当社もしくは事業者より、本件調査物件の調査日についてご連絡した後、調査をキャンセルする場合は、決定した調査日の2日前までにご連絡ください。その場合、キャンセル料は一切かかりません。ただし、2日前までにご連絡を頂けなかった場合は、キャンセル料として2万円(消費税別)をいただきます。変更は、調査日前日までに依頼者と事業者間で行うものとし、その際、変更手数料などは発生しないものとします。

#### 第16条(申請を行わなかった場合および本件調査実施後の解約)

第7条の期日以内に保険会社に対する申請を行わなかった場合および、本件調査実施後の解約(申請後の解約は第17条に則る)は、サポート費用として10万円(消費税別)をお支払いいただきます。また、当社の指示に従い、事業者による調査結果の資料を全て返還又は破棄していただきます。その際の費用は依頼者にご負担いただきます。

#### 第17条(申請後の解約)

1. 第7条の申請後に、本契約を解約した場合、サポート費用として一律10万円(消費税別)をお支払いいただき、当社の指示に従い当社による調査結果の資料を全て返還又は破棄していただきます。その際の費用は依頼者にご負担いただきます。但し、当社に依頼者からの解約通知が到達するまでの間に、保険会社に対する被災状況の説明(保険会社による調査の立会等も含む)等の業務が行われていた場合、サポート費用として一律30万円(消費税別)をお支払いいただきます。第7条の申請後に、保険会社への申請を取り下げた場合(保険会社に対し保険申請を取り下げる連絡を行うことを指す)も、同様とします。
2. 前項所定の解約の申出があった場合でも、申出時点で提供した本サービスに基づき行われた保険金請求の結果給付金が得られた場合には、第10条所定の通知義務は当然発生するものとし、前項記載の金額に加えて、第11条所定のサポート費用の支払い義務が発生するものとします。

#### 第18条(保険金の支払い連絡後および支払い後の解約)

保険会社より依頼者又は当社宛に保険金が支払われる旨の連絡後および支払われた後に、本契約を解約した場合、サポート費用として、キャンペーン利率での契約であっても、保険会社より受け取った金額(火災保険・地震保険に関わる給付金、見舞金など名目関係なく全て含む)の総額の35%(消費税別)をお支払いいただきます。

#### 第19条(当社に紹介された事業者との別契約)

依頼者は、当社が紹介した事業者との間で、当社を挟まずかつ、当社が許可をしていない状態で、本件調査物件において、本サービスに類似する内容(火災保険・地震保険申請サポート、火災保険・地震保険を利用したリフォームを含む)での契約を本件調査物件において契約してはなりません。判明した場合は、違約金として、100万円(消費税別)をお支払いいただきます。

#### 第20条(調査結果の無断使用)

第16、17、18条において、当社に無断で当社および事業者の調査結果を使用して保険会社に対して保険申請した場合、違約金として、依頼者が保険会社より受け取った保険金の総額の50%(消費税別)または100万円(消費税別)のいずれか高い方をお支払いいただきます。

#### 第21条(免責)

1. 当社は、第3条の通り、マッチングプラットフォームであるため、コミュニケーションのサポートは行うが、事業者が作成した見積書・調査報告書・写真など、火災保険・地震保険申請に必要な書類内容および、作成までのプロセス(現地調査など)において、依頼者と、事業者、火災保険・地震保険会社、その他当社以外の第三者と、何か問題が起きた場合、依頼者と事業者の責任と費用負担によりこれを解決するものとし、当社を免責とし、当社に金銭的負担は発生しないものとします。
2. 当社は、各依頼者に提供するサービスの利用により依頼者が損害を被った場合といえども、当社の故意または重過失による場合を除き、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします(3年以上前の被害など、保険申請対象外の被害だと自覚している場合は、調査時に事業者へ告知する必要があることを理解し、告知せずに発生した損害についても含む。また、一度保険申請した箇所は、修理しなかった場合、被害が悪化したとしても、再度保険申請できないことも含む。)
3. 第3条に定める通り、依頼者に給付金が着金する前のリフォーム修繕に関わる契約、営業活動は当社の提携会社に対しても一切禁止しています。しかし、事業者が規約を破ったことにより、依頼者が損害を被った場合といえども、当社を免責とします。
4. 第21条第1、2、3項に定める通りの免責内容とするが、本サービスにおける依頼者との契約締結は当社と依頼者間でなされているため、当社は依頼者と事業者が当該問題を解決できるよう当該問題に関わる人物とのコミュニケーションのサポートをするものとする。ただし、当該損害等が発生した原因が、依頼者もしくは事業者の故意又は重大な過失によるものであることが明白である場合はこの限りではない。
5. 本サービスの利用に関し当社が損害賠償責任を負う場合、依頼者が当社に本サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとします。
6. 本サービスを経由しての事業者依頼において、必ずしも事業者が本来独自に定める費用よりも、弊社が第11条で定める費用が安くなるとは限らないものとし、依頼者が損害を被った場合といえども、当社を免責とし、当社に金銭的負担は発生しないものとします。

#### 第22条(合意管轄)

本サービスに関する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

規約改定日：2021年12月31日

上記の利用規約に同意します。

# 【火災保険・地震保険調査依頼マッチングサービス(リペマ)ご契約書】

ご契約内容を了承し、利用規約・依頼内容・確認事項・個人情報の取得および使用について、誓約・同意の上、この契約を申し込みます。また、提出したご契約書等の書類は返却されない事に同意します。

<調査物件> ※調査希望物件が**複数ある場合**は、全てご記入ください

調査物件その①：調査物件の住所(〒)**123-9876 東京都北区 xxx 1-2-3**

調査物件その②：調査物件の住所(〒)

調査物件その③：調査物件の住所(〒)

<地震保険加入の有無> ※「加入している、未加入」の該当する方に○をご記入ください

A 調査物件その①：地震保険 **加入**している / 未加入

B 調査物件その②：地震保険 加入している / 未加入

C 調査物件その③：地震保険 加入している / 未加入

<契約書> ※保険契約者様に許可をもらっている場合、本契約書の「契約者名」は別の方でも問題ありません。  
保険証券記載の契約書から見た続柄に、保険契約者様との関係性をご記載ください。

ご契約締結日(本契約書の記入日)	生年月日
<b>2022</b> 年 <b>X</b> 月 <b>XX</b> 日	<b>19XX</b> 年 <b>XX</b> 月 <b>YY</b> 日 (満 <b>XX</b> 歳)
フリガナ <b>リペマ タロウ</b> 氏名 <b>リペマ 太郎</b>	保険証券記載の契約書から見た続柄 <b>本人</b> / 配偶者 / 父 / 母 / 祖父母 / 子 / 兄弟 / その他 ( )
〒 <b>123-4567</b> 住所 <b>東京</b> 都道 <b>北区 xxx 1-2-3</b> 府県	
電話番号 ( <b>080</b> ) - ( <b>1234</b> ) - ( <b>5678</b> )	メールアドレス <b>abcabc@gmail.com</b>

私は、利用規約・契約書について、確認・了承しました

契約者 氏名 (自筆)	<b>リペマ 太郎</b>	
-------------------	---------------	--

<会社情報>

株式会社 Freest

〒115-0051

東京都北区浮間 2-22-9-604

# 【火災保険・地震保険調査依頼マッチングサービス（リペマ）契約書 締結に際してのご確認事項】

<キャンペーン適用について（キャンペーンを利用しない場合は、チェック不要です）>

私は、写真 OK キャンペーン利率（30%消費税別）を利用するため、当社が調査時に撮影した建物写真、見積書、火災保険会社が発行した給付金額等を示す書類等（但し、個人情報特定される内容は、特定されないように加工したもの）を、当社等が広告、他の依頼者様への説明およびサービスの開発・改良のために無償で利用することを許可します。また、キャンセル時なども同様に、当社等が上記書類を無償で利用することを許可します。

<確認必須事項（以下の各項目に該当する場合には、チェック欄にチェックをお願いします）>

- 私（同意者）は、調査依頼物件における火災保険・地震保険契約の契約者本人です。  
（もしくは契約者本人の同意を得ています）
- 私は、本サービスにおいて火災保険申請サポートに加え、依頼した調査物件が地震保険申請も可能と判断された場合、地震保険申請サポートを受けることにも同意します（手数料は、第11条に則る）。
- 私は、本サービスにおいて「電話営業、訪問営業など」ではなく、クーリング・オフが適用されない「通信販売」によって、自発的に本サービスに問い合わせし、契約に至りました。また、本サービスに【クーリング・オフ】が適用されないことを理解し、合意の上契約に至りました。
- 私は、満75歳未満であり、本サービス契約の内容（利用規約含む）を理解したうえで契約に至りました。
- 本サービスは完全成果報酬型であり、本利用規約で定めている、依頼者が当社に支払う可能性のある項目にあたる、サポート費用及び、キャンセル料、その他金銭が発生する内容「第7、10、11、15、16、17、18、19、20条」、について十分に理解し、同意します。
- 本サービスを利用するにあたり、私自身の対応が必要な事項があることを理解し、同意します。
- 本サービスは修繕必須ではなく保険会社から得た保険金の使い道は自由であるが、私（同意者）の意思により修繕を行う場合、本契約に基づく手数料分などにより自腹額が発生する可能性について十分に理解し、同意します。
- 保険契約内容によっては保険金を受け取った場合、更新が出来ない可能性について十分に理解し、同意します。
- 本サービスを利用するにあたり、火災保険・地震保険証券内の必要項目について、本サービス運営会社に共有する必要があることについて十分に理解し、同意します。
- 本サービスを利用するにあたり、私が全て記入し完成させた本書（利用規約書・ご契約書・確認事項書など含む全て）、1部を当社に提出し、もう1部を私の元で保管することに同意し、契約関連書類2部間で差分がある場合は、当社に保管されている内容（同意内容なども全て含む）が正しい内容とされることに同意します。
- 本サービスを利用するにあたり、当社もしくは事業者「保険会社からの質問などに対応する」必要があると当社が判断した場合は、それに対して同意します。（非弁行為にあたる作業は代行できないことにも同意します。）
- 事前にご依頼がない状態で、雨漏りなどの応急対応はできないことについて、十分に理解し同意します。
- 一度保険申請した箇所は、修繕しなかった場合再度保険申請できないことを理解し同意します。
- 本サービス申し込み時点で3年以上前の被害など、保険申請対象外の被害だと自覚している場合は、調査時に事業者へ告知する必要があることを理解し、告知せずに発生した損害について当社を免責することに同意します。また、被害日時について被害日時が既知である場合は事業者に対する日時の共有、既知ではない場合は事業者と相談のもと、同意者（私）の意思による決定を行うことに理解し同意します。
- 事業者から共有された資料（見積書・報告書など）は、申請前に一度目を通し、相違がないか確認することを理解し同意します。また資料内容に相違なく、私の意思による保険申請であることに相違がない事に同意します。
- 上記の各項目および利用規約内容（第1条から第22条の全て）について十分に理解をした上で、火災保険・地震保険調査依頼マッチングサービス（リペマ）ご契約書を申し込みいたしました。
- 個人情報取得及び使用については、運営会社である株式会社 Freest の個人情報保護方針（<https://freest.jp/privacy-policy/>）の通りに同意いたします。

私は、上記確認事項について、確認・了承しました

お申込み日： 2022 年 X 月 XX 日

<会社情報>

株式会社 Freest

〒115-0051

東京都北区浮間 2-22-9-604

契約者  
氏名  
(自筆)

リペマ 太郎

